

ノルウェー産業財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 NO. I
国内処理申請様式	附属書 NO. II
委 任 状	附属書 NO. III
移転証書	附属書 NO. IV
発明に関する権利の宣言書	附属書 NO. V

略語のリスト

国内官庁：	ノルウェー産業財産庁
N P L：	特許法（ノルウェー）
N P R：	ノルウェー特許規則

指定（又は選択）官庁 NO	ノルウェー産業財産庁	概要 NO
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	NOK 3,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ノルウェー語又は英語 ²	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの・補正したものの中のいずれか）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたもののいずれか）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求した場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めるが、国内官庁は彩色なしの図面の提出を好み、これを出願人に推奨している。更に図面では、明細書の理解に必要な詳細を表示することが要求される。ノルウェー特許規則第10条を参照。	
国内手数料	通貨：ノルウェー・クローネ（NOK） 審査手数料を含む基本手数料 ³ ………NOK 6,050（1,100） ⁴ 10個を超える各請求の範囲についての手数料 ³ ………NOK 330 翻訳文の遅延提出のための追加手数料 ¹ ………NOK 950 最初の3年分の年金、各年 ⁵ ………NOK 910	

[次頁に続く]

- 国内段階移行請求がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に行われている場合、翻訳文はその期間の満了から2箇月以内に提出できる。ただし、翻訳文の遅延提出のための追加手数料が30日以内に支払われていることを条件とする。
- 詳細はNO.02を参照。
- この手数料支払を求める通知の日から30日以内に支払わなければならない。
- 括弧内の額は、出願人が自然人又は常勤の従業員20人以下の法人の場合に適用される。
- これらの手数料は国際出願日の2年目（24箇月）の応当日を含む月の末日までに支払う。PCT第39条(1)が適用される場合には、上記24箇月の期間の経過前を除き、これらの手数料は国内段階に入るための手続を行った後2箇月以内に支払う。

NO	ノルウェー産業財産庁（続き）	NO
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な し	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁶	発明者の名前及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及び住所 ⁷ 発明者以外の者が特許出願を行う場合，特許出願には，出願人の発明に関する権利の宣言書又は移転証書を添付する ⁷	
誰が代理人として行為できるか？	自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

NO. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書NO. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。様式は国内官庁の次のウェブサイトから入手できる：<http://www.patentstyret.no/en/services/forms-PDF-format/>

NPR Sec. 5
105

NO. 02 手続言語

国際出願の明細書、請求の範囲、図面の文言、及び要約はノルウェー語又は英語¹によって作成しなければならない。出願が英語で公開されていない場合には、英語又はノルウェー語による翻訳文を提出しなければならない。その他の書類及び通信は、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語によって作成することができる。異議手続及び審判手続の言語はノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語である。

NPL Sec. 31(3)

NO. 03 翻訳文（遅延提出）

出願人は、国際出願の翻訳文をP C T第22条又は第39条(1)の規定に基づき適用される期間内に提出しない場合であっても、概要に示された基本手数料及び翻訳文の遅延提出のための追加手数料を所定の期間内（これらの手数料支払を求める通知後30日以内）に支払えば、更に2箇月以内に翻訳文を提出することができる。

NO. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

NO. 05 翻訳文（発明の単一性を欠いている場合）

発明の単一性を欠くために国際出願の一部が国際調査の対象とならなかった場合には、国際出願のうち国際調査の対象となった部分のみの翻訳文が要求される。ただし、出願人が調査が行われなかった部分を維持するよう希望する場合には、当該部分の翻訳文も提出しなければならない。NO. 9も参照されたい。

NO. 06 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書NO. I に概説されている。

NPL Sec. 8(4)

NO. 07 権利の宣言書及び移転証書

発明者以外の者が特許出願を行う場合、特許出願には出願人が発明について権利を有する旨の宣言書又は移転証書を添付する。詳細については附属書NO. V 及びIVの宣言書及び証書の見本様式（公式な様式ではない）を参照されたい。認証は必要とされない。

NO. 08 委任状

代理人は別個の委任状の提出又はNO.01の特別の様式（附属書NO. II 参照）の使用によって選任することができる。別個の委任状の見本は附属書NO. III に示されている。国内段階に関する事項について出願人のために行動する代理人として弁護士が個人的に選任されている場合、委任状は義務づけられない。企業が選任されている場合には、出願人を代理する従業者が弁護士であったとしても、委任状が義務づけられる。

1 特許は英語による付与も可能である。すべての特許書類はノルウェー語又は英語によって提出することができる。ただし英語による特許を求める場合には、ノルウェー語による請求の範囲の翻訳文が要求される。

PCT Art.	17(3)(b) 34(3)(c)	NO. 09 追加のノルウェー調査又は審査報告（発明の単一性を欠いている場合） 国際出願が発明の単一性の要件を満たしておらず、出願人が国際調査機関若しくは予備審査機関に追加の調査又は予備審査手数料を支払わなかったために、国際出願の一部が国際調査又は予備審査の対象とならなかった場合、国内官庁はノルウェー語又は英語に翻訳された出願に関し、この判断が正しいか否かについて決定する。この判断が正しければ、国内官庁は決定の通知の送付後2箇月以内に追加手数料を支払うよう出願人に求める。手数料の額は附属書NO. I に示されている。出願人が追加手数料を支払わなければ、国際調査又は予備審査の対象とならなかった国際出願の部分は取り下げられたものとみなされる。
NPL Sec.	36 37	
NPL Sec.	20 21	NO. 10 特許付与手数料 出願が付与予定である旨の通知を受けた場合、出願人は2箇月以内に特許付与手数料を支払わなければならない。手数料の額は附属書NO. I に示されている。
NPL Sec.	8(5) 8(6) 40 to 42	NO. 11 年 金 年金は国際出願日後の各年について支払わなければならない。最初の3年間の年金の支払期日は概要を参照されたい。その後の年金は国際出願日の各年の応当日の属する月の末日までに支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日の属する月から6箇月目の末日までは、遅延支払の追加手数料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書NO. I に示されている。
PCT Art.	28 41	NO. 12 出願の補正及びその時期 出願人は出願の主題の範囲を拡大しないことを条件として、国内官庁に対し次の修正をすることができる。
NPL Sec.	13	
NPL Sec.	34	(i) 優先日から35箇月以内：欠陥の補充及び自発補正
NPR Sec.	77	
NPL Sec.	19 to 21	(ii) 特許付与まで：P C T 第5条及び第7条に基づく一般的要件を満たす必要があれば、明細書及び図面の変更又は追加。国内官庁が他の方法を認める場合を除き、請求の範囲の補正又は追加は、すべての請求の範囲を番号順に記載した新しい書類を提出して行わなければならない。請求の範囲を追加する場合、出願人は追加の根拠を明示した説明書を同時に提出しなければならない。
NPR Sec.	20 and 21	
PCT Art.	25	NO. 13 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の日から2箇月以内に審判部に当該決定に対する審判を請求することができる。審判手数料は、当該手数料の支払を求める通知の日から30日以内に支払わなければならない（手数料の額については附属書NO. I 参照）。
NPL Sec.	26 27 38	
NPR Sec.	78	
PCT Art.	24(2) 48(2)	NO. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
NPL Sec.	72 73	NO. 15 出願人が国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守せず、その不履行が出願人の権利に不利益となる場合には、期間不遵守が故意ではない旨を証明可能であれば、権利の回復を請求することができる。回復請求は、行為の不履行の原因が解消してから2箇月以内であって、遅くとも不遵守期間の経過後1年以内に書面で行わなければならない。この2箇月の期間内に不遵守の行為を完了させなければならない。権利回復手数料（附属書NO. I 参照）の支払が要求され、国内官庁が請求書を発行する。

NPL Sec. 15

NO. 16 出願に関する手続の回復は、出願人が国内官庁により特定の手続について定められている期間を遵守しなかった場合に請求することができる。手続の回復は、P C T、P C T 規則、ノルウェー特許法又はノルウェー特許規則に定められている期間を遵守しなかった場合には請求することができない。手続の回復請求は、権利付与の処理を回復する効果を有する。ただし、遵守しなかった期間の満了から4箇月以内であり、請求が書面で行われ、回復手数料（附属書NO. I 参照）が支払われ、遵守されなかった手続が完了している場合に限る。

NPL Sec. 24

NO. 17 異議申立

誰でも付与特許に対して異議申立ができる。異議通知は書面で行い、異議理由を述べ、特許登録日から9箇月以内に国内官庁に到達しなければならない。特許が公の秩序又は道徳に反する旨を主張する異議申立には例外が存在し、この場合の異議申立は特許付与から3年以内に行うことができる。

手 数 料

(通貨：ノルウェー・クローネ)

審査手数料を含む国内手数料	6, 050 (1, 100) ¹
翻訳文又は写しの遅延提出の追加手数料	950
10個を超える各請求の範囲についての請求の範囲手数料	330
追加手数料 (NO. 09参照)	6, 050
特許付与手数料	
－基本手数料	1, 600
－新たな各特許請求の範囲についての追加手数料	330
－14枚を超える各新規用紙についての追加手数料	330
回復手数料	550
2回目以降の回復手数料	1, 950
権利の回復手数料	3, 000
優先権の回復手数料	3, 000
審判手数料 (NO. 13参照)	5, 700
年 金：	
－第1年度	910
－第2年度	910
－第3年度	910
－第4年度	1, 760
－第5年度	2, 150
－第6年度	2, 600
－第7年度	2, 860
－第8年度	3, 320
－第9年度	3, 710
－第10年度	4, 160
－第11年度	4, 550
－第12年度	5, 010
－第13年度	5, 460
－第14年度	5, 850
－第15年度	6, 310
－第16年度	6, 760
－第17年度	7, 150
－第18年度	7, 540
－第19年度	8, 060
－第20年度	8, 450
遅延支払の追加手数料	700

1 括弧内の額は、出願人が自然人又は常勤の従業員20人以下の法人の場合に適用される。

手数料の支払方法

手数料はノルウェー・クローネ建で支払わなければならない。すべての支払には国内出願番号（ただし不明であれば国際出願番号を使用できる）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。支払は次の銀行に送金することができる：

更新手数料：

受取人名： PATENTSTYRET
銀行名： DNB ASA
銀行口座No.： 8276 01 00192
銀行あて名： P.O. Box 1600 Sentrum, NO 0021 OSLO
BIC Code： DNBANOKKXXX
IBAN No.： NO8282760100192

その他の手数料：

受取人名： PATENTSTYRET
銀行名： DNB ASA
銀行口座No.： 8276 03 00078
銀行あて名： P.O. Box 1600 Sentrum, NO 0021 OSLO
BIC Code： DNBANOKKXXX
IBAN No.： NO4682760300078

年金はオンライン支払が可能である。このサービスは無料であり、次の国内官庁デジタルサービスのウェブサイトから利用することができる。<https://search.patentstyret.no/>

様 式（附属書NO. II－V）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 NO. II 国内処理申請様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_no.pdf

附属書 NO. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_no.pdf

附属書 NO. IV 移転証書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_no.pdf

附属書 NO. V 発明に関する権利の宣言書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_no.pdf